

第15条（建築物の利用における差別の禁止）

（建築物の利用における差別の禁止）

第15条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、建築物の利用における差別の禁止について定めたものです。

障害のある人が日常生活等を営む上で、建築物における物理的な障壁が解消され、障害のない人と同様に自由に建築物を利用できることが重要であり、その利用を確保するため、差別禁止の規定を設けるものです。

「建築物の利用」とは、建築物への出入り、建築物内の移動等による建築物そのものの利用を目的とするものを指しています。

なお、劇場内でのコンサートや映画館での映画鑑賞、美術館での絵画の鑑賞等、建築物内で提供されるサービスに関する不均等待遇等については、第12条（商品及びサービスの提供）の規定が、福祉関係の建築物内で提供される福祉サービスに関する不均等待遇等については、第10条（福祉サービスの提供における差別の禁止）の規定が、医療関係の建築物内で提供される医療に関する不均等待遇等については、第11条（医療の提供における差別の禁止）の規定が、それぞれ適用されます。

「多数の者の利用に供される建築物」とは、例えば、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第16号（15-1）に規定する特定建築物のことです。特定建築物の例としては、学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等が挙げられます（15-2）。なお、この条例で対象となる「多数の者の利用に供される建築物」には、規模の要件はありません。

また、駅舎等の旅客施設については、第16条において、交通事業という側面からの規定も設けています。

15-1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(13)〔略〕

(14) 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

(15) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(16) 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

(17) 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

(18) 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

(19) 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

(20)～(28)〔略〕

15-2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）〔抄〕

（特定建築物）

第4条 法第2条第16号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

(1) 学校

(2) 病院又は診療所

(3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(4) 集会場又は公会堂

(5) 展示場

(6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

(7) ホテル又は旅館

(8) 事務所

(9) 共同住宅、寄宿舍又は下宿

(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

(13) 博物館、美術館又は図書館

(14) 公衆浴場

(15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

(16) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサ

ービス業を営む店舗

- (17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- (18) 工場
- (19) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (20) 自動車の停留又は駐車のための施設
- (21) 公衆便所
- (22) 公共用歩廊

なお、長崎県福祉のまちづくり条例（ 15-3・4）において、特別特定建築物（99頁： 15-1参照）であって規則で定める一定規模以上のものを「特定生活関連施設」として規定しており、その新築等を行う場合には、「整備基準」への適合が義務付けられています。

既存建築物の利用改善を図るために改修等を実施する場合には、この「整備基準」が一つの指針となります。

15-3 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

（定義）

第2条 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、幼児等で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。

2 この条例において「特定生活関連施設」とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第2条第17号に規定する特別特定建築物で規則で定める一定規模以上のもの

(2) 〔略〕

(3) 学校又は社会福祉施設（第1号の特別特定建築物に該当する学校又は社会福祉施設を除く。）で、規則で定めるもの

(4) 共同住宅で規則で定める一定規模以上のもの

3 〔略〕

（特定生活関連施設の整備基準）

第12条 知事は、特定生活関連施設における出入口、通路、廊下、階段、エレベーター、便所その他規則で定める部分の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための基準（以下「整備基準」という。）を規則で定める。

（特定生活関連施設の整備基準への適合）

第13条 特定生活関連施設の新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「特定生活関連施設の新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して特定生活関連施設としようとする者を含む。以下同じ。）は、当該特定生活関連施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難であると知事が認めるときは、この限りでない。

2 この章の規定の施行の際現に存する特定生活関連施設（現に工事中のものを含む。以下「既存特定生活関連施設」という。）の所有者又は管理者は、前項ただし書に規定する場合を除き、当該既存特定生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

15-4 長崎県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年長崎県規則第36号）〔抄〕
（特定生活関連施設）

第2条 条例第2条第2項第1号の規則で定める一定規模は、別表第1のとおりとする。

2 〔略〕

3 条例第2条第2項第3号の規則で定めるものは、別表第3のとおりとする。

4 条例第2条第2項第4号の規則で定める一定規模は、1棟当たりの戸数が25とする。

別表第1（第2条関係）

区分	特定建築物	特定生活関連施設の規模等
1 医療施設	病院又は診療所	すべてのもの
2 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積（左欄に掲げる特定建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下同じ。）が1,000平方メートル
3 集会施設	集会場又は公会堂	すべてのもの
4 展示施設	展示場	用途面積が1,000平方メートル
5 購買施設	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が300平方メートル
6 宿泊施設	ホテル又は旅館	用途面積が1,000平方メートル
7 社会福祉施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	すべてのもの
8 体育施設	体育館、水泳場又はボーリング場	用途面積が1,000平方メートル
9 遊技施設	遊技場	用途面積が1,000平方メートル
10 文化施設	博物館、美術館又は図書館	すべてのもの
11 公衆浴場	公衆浴場	用途面積が300平方メートル
12 飲食施設	飲食店	用途面積が300平方メートル
13 サービス施設	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が300平方メートル
14 金融機関	銀行その他これに類するもの	すべてのもの
15 駅舎等	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべてのもの
16 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が500平方メートル
17 公衆便所	公衆便所	すべてのもの
18 官公庁施設	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	すべてのもの

備考 建築物がこの表に掲げる特定建築物に該当するかどうかの判定は、当該建築物が不特定かつ多数の者の利用に供されることが一般的であるかどうかにより行うもの

とする。

別表第3（第2条関係）

区分	特定生活関連施設
1 学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校
2 社会福祉施設	すべてのもの（別表第1の特定建築物に該当するものを除く。）

「構造上やむを得ない場合」としては、車いすを利用したままの通行では施設等を損傷させてしまう可能性がある場合、通路の幅を広げる等の施設改修により代替不可能な文化的な価値を損ねてしまう場合又は施設そのものの機能が損なわれてしまう場合等が挙げられます。

また、物理的には対応可能であっても多額の費用がかかる場合には、第2条第5項ただし書の「社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担」に該当するかしらないか判断することになります。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、施設の老朽化のため、障害のある人の利用の安全性を確保できない場合等が挙げられます。

障害のある人が建築物を利用しやすい社会環境を整えるためには、建築物の改修等が必要となる場合も考えられますが、この条例では、建築物の改修等を直接的には求めていません。

ただし、県内にある多数の者の利用に供される建築物の所有者等によって、建築物の利用における差別をなくそうとする取組が行われていく中で、この条例の趣旨を踏まえ、建築物のハード面の整備（バリアフリー化）が可能な範囲で実施されることが期待されます。

なお、障害者差別解消法では、行政機関等と事業者に対して、合理的配慮に関する環境整備として、その管理する施設の構造の改善や設備の整備について努力義務を課しています（15-5）。

15-5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的

な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

建築物の利用における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・ コミュニティセンター、集会所等において車いす利用者を立入禁止とすること。
- ・ 知的障害者の施設利用を拒否すること。

合理的配慮の主な事例

- ・ 車いすが通行できる通路幅を確保すること。
- ・ 内装及び照明を弱視者等にも見やすいものとする。
- ・ 高低差のある場所にスロープ、手すり等を整備すること。
- ・ 建築物の利用者のトイレについて、身体障害者の使用を考慮すること。
- ・ 点字、拡大文字、音声等により建物内を案内すること。
- ・ 段差がある箇所を通行する際に補助すること。
- ・ 建築物の利用者の駐車場について、車いす使用者用の区画を確保すること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、建築物の所有者等の側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・ 出入口の階段に敷地等の関係からスロープの設置ができないため、出入口にモニター付きインターホンを設け、利用者の求めに応じ職員が昇降補助を行う場合。

「構造上やむを得ない場合」にも該当するものであり、かつ、利用者に対する合理的配慮の提供が行われているからです。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。